熊本市公報

第1453号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市総務局行政管理部総務課

発行日 毎 月 末 日

目 次	
規則	
○熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第79号)…	379
○びぷれす熊日会館月極駐車場の貸付けに関する規則(第80号)	380
○熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則(第81号)	381
訓令	
○熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を改正する訓令(第10号)	382
告示	
○令和2年度(2020年度)人事行政の運営等の状況の公表(第697号)	383

規則

規 則 第 79 号 令和 3 年10月29日

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する 規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(平成16年規則 第38号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第15条の 4第1項に規定する除票の写し等の交付の請求
- (2) 法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付の請求

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 80 号 令和 3 年10月29日

びぷれす熊日会館月極駐車場の貸付けに関する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

びぷれす熊日会館月極駐車場の貸付けに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が持分を有するびぷれす熊日会館駐車場の月極契約駐車区 域(以下「月極駐車場」という。)の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとす る。

(月極駐車場の貸付け)

第2条 月極駐車場の貸付けについては、びぷれす熊日会館駐車場共有者会(本市を 含むびぷれす熊日会館駐車場の共有者で締結したびぷれす熊日会館駐車場の管理運 営にかかわる協定書(以下「協定書」という。)第2条の共有者会をいう。)又は その委託する者を通じ、びぷれす熊日会館駐車場管理規程(協定書第13条の規定 に基づき同駐車場の管理及び使用に関する事項等を定めた規程をいう。)に定める ところにより行うものとする。

(熊本市財産規則との関係)

第3条 前条の貸付けについては、熊本市財産規則(昭和39年規則第52号)第 20条から第25条までの規定は、適用しない。

附則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

規 則 第 81 号 令和 3 年11月 5 日

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則を公布 する。

熊本市長 大西一史

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則(平成27年規則第50号) の一部を次のように改正する。

別表第1備考第6項第1号中「次のア又はイに掲げる」を「特定被監護者等のうち 2番目の年長者である」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号を次のように改め る。

(2) 特定被監護者等(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である満3歳未満保育認定子ども 0円

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

訓令

訓 令 第 10 号 令和 3 年10月26日

熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市情報政策の推進に関する訓令(平成22年訓令第11号)の一部を次のよう に改正する。

第8条第3項中「各局等の長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、教育次長、議会局長、会計管理者、監査事務局長、人事委員会事務局長、熊本市選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び統括責任者補佐」を「総務局長、政策局長、財政局長及び審議事項に関係する局長(これに相当する職にある者を含む。)」に改める。

第9条第3項中「総務局行政管理部長」を「行政管理部長」に改める。

第10条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 調整部会は、部会長が指名する職員をもって構成する。

第10条第6項中「、幹事長の指示により」を削る。

附則

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

告 示

> 告 示 第 697 号 令和 3 年10月26日

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本市条例第1号) 第6条の規定に基づき、令和2年度(2020年度)人事行政の運営等の状況につい て、次のとおり公表する。

熊本市長 大西一史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職状況 (令和2年度)

(単位:人)

職種	採用者数	退職者数
事務	120	106
事務 (情報)	3	
事務 (法務)	5	
社会福祉職	9	
心理相談員	1	
保育士	6	12
土木	25	22
建築	3	3
機械	5	4
電気	6	7
化学	5	1
農業	2	
畜産		
水産		
造園		
農芸化学		2
医師	18	15
獣医師		1
歯科医師		
薬剤師	7	1
栄養士		1
管理栄養士		

hite-way SM Ale A		
管理栄養士		
給食栄養士	4	1
診療放射線技師	3	2
臨床検査技師	1	2
歯科衛生士		1
理学療法士	2	1
作業療法士		
言語聴覚士	3	
保健師	17	8
助産師	3	4
看護師	41	34
公用車運転手		1
作業車運転手		11
ボイラー業務		
給食調理作業員		10
用務員		8
業務		13
監督		1
技工		1
電車運転士		3
指導主事	3	2
学芸員		1
文化財専門職	1	2
消防職	19	16
計	312	297
		

(2) 部門別職員数

	部門	В	職員数	数(人)	増減数	主な増減理由
C74 a		令元	令2	(人)	土な増級連出	
		議会	28	27	▲ 1	退職不補充による減
福	_	総務	850	766	▲ 84	国際スポーツ大会終了による減
祉		税務	212	212	0	
関係	般	労働	3	3	0	
関係を除	行	農水	172	174	2	スマート農業推進体制の強化による増
除		商工	199	190	▲ 9	MICE施設整備終了に伴う減
<	政	土木	724	695	▲ 29	被災者支援の進捗に伴う減
		小計	2, 188	2,067	▲ 121	
Acres 1	HH	民生	890	823	▲ 67	被災者支援関連業務の縮小による減
福祉	関係	衛生	617	644	27	新型コロナウイルス感染症体制の強化による増
1.11.	N.	小計	1,507	1, 467	▲ 40	
一般行政計		3, 695	3, 534	▲ 161		

特	教育	4117	4189	72	特別支援学校の新設による増
別	警察			0	
行	消防	803	807	4	新規採用による増
政	小計	4,920	4, 996	76	
	病院	530	717	187	新病院開設に伴う増
公 営	水道	206	205	▲ 1	退職不補充による減
営	下水道	162	161	▲ 1	退職不補充による減
企業等	交通	78	79	1	車両整備計画推進体制の強化による増
等	その他	173	172	▲ 1	介護事業会計の配置換えに伴う減
	小計	1, 149	1, 334	185	
総合	計	9, 764	9,864	100	

[※]各年度4月1日現在の職員数

職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、次の2つの方法により実施

	概要
能力評価	毎年10月1日を基準に上司が部下の能力・態度・実績について評価
業績評価	毎年2月1日を基準に部下が年度当初に設定した目標について職場の上司が達成度を評価

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 総 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(令和2年度末)	A		В	B/A	令和元年度の人件費率
R2年度	人	千円	千円	千円	%	9
	731, 426	448, 374, 119	5, 551, 572	85, 265, 878	19. 0	19. 0

⁽注)人口は令和3年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、 報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

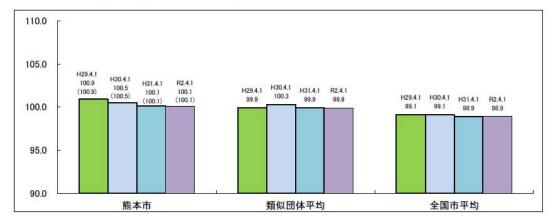
区 分	職員数		;	給		費		
		Α	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В
R2年度		人		千円	千円	千円		千円
	8,530		37, 801	, 139	6, 025, 668	14, 694, 747	58, 521,	554

(参考) 一人当たり
給与費 B/A
千円
6,861

- 1 職員手当には退職手当を含みません。2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

[※]職員数には教育長を含み、臨時職員及び非常勤職員は除く

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を 用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した 指数です。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。 (補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇給抑制の回復

(4) 給与改定の状況

①月例給

			人事委	員:	会の勧告						
区 分	民間給与		公務員給与		較差	勧告	給	与	改	定	率
		A		В	A-B	(改定率)					
R2年度		円		円	37 円	%					%
	359, 235		359, 198		0.01 %			改	定な	し	

(参考) 国 の 改 定 率 % 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末·勤勉手当)

(60) 1979 37	DH (2017) 2017(25.1								
			人事						
区 分	民間の支給		公務員の		較差		勧 告	年間支給月数	
	割合	A	支給月数	В	A-B		(改定月数)		
R2年度		月		月		月	月		月
	4. 45		4. 50		△ 0.05		△ 0.05	4. 45	
(34-)	「昆明の古公生) / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	正 でる士	せかわた常となる	77 A	よ団処の左囲士処生	加ム 「八数目の	

(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数 月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

]

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日

【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%(最大4.6%)引下げ。 激変緩和のため、3年間の経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。 (ただし医療職員は国、教育職員は県に準拠)

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合)

	平成26年度 の支給割合		戊27年度 支給割合	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		4月1日 時点	遡及改定後	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

- ·55歳昇給停止
- ・55歳昇給停止
 ・昇格対応表見直し(昇格時給料抑制)
 ・地域手当支給水準調整(国準拠)
 ・管理職手当支給水準調整(国準拠)
 ・管理職手当引上げ
 ・期末勤勉手当の管理職加算新設
 ・単身赴任手当引上げ(国準拠)
 ・人事評価結果の給与への反映
 ・月額特殊勤務手当の日額化

(6) 特記事項

- ・地方公務員法改正に伴い、級別基準職務の条例化を実施 ・病院事業では、熊本市民病院再建に当たり、次の内容について給与抑制を実施 ①管理職手当:平成30年1月から令和元年9月まで、職位に応じて5%~20%減額 ②賞与:令和元年6月期0.05月分減額

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	区 分 平均年齢 平均給料月額		平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
熊本市	41.8 歳	322,200 円	406,679 円	349,123 円	
熊本県	43.3 歳	327,789 円	396, 988 円	354,401 円	
围	43.2 歳	327,564 円		408,868 円	
類似団体	41.8 歳	319,806 円	430,033 円	379,749 円	

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

Г				公 務 員		
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
					(A)	(国比較ベース)
Г	熊本市	53.0 歳	444 人	363,500 円	400,509 円	378,806 円
	清掃職員	52.7 歳	151 人	364,000 円	414,792 円	383,798 円
	学校給食員	52.4 歳	82 人	359,500 円	375,363 円	369,875 円
	守衛	53.3 歳	14 人	367,100 円	455,900 円	386,828 円
	用務員	53.4 歳	73 人	366,500 円	386, 212 円	381,580 円
	自動車運転手	54.3 歳	37 人	366,100 円	399, 411 円	380,778 円
	その他	53.2 歳	87 人	362,100 円	402,765 円	374,009 円
	熊本県	54.0 歳	224 人	333,856 円	366,931 円	347,990 円
	H	50.9 歳	2, 319 人	287, 283 円	- 円	328,862 円
	類似団体	50.8 歳	1,006 人	317,119 円	395,759 円	371,467 円

		参考		
区 分	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A/B
	の類似職種		(B)	A/ B
清掃職員	廃棄物処理業	46.2 歳	300,100 円	1.38
学校給食員	調理士	46.9 歳	215,200 円	1.74
守衛	守衛	58.4 歳	204,700 円	2. 23
用務員	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.86
自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	56.2 歳	186,200 円	2. 15
その他	-	-	-	-

		参考					
	区 分	年収べ	年収ベース(試算値)の比較				
		公務員 (C)	民間 (D)	C/D			
Г	熊本市	-	-	-			
	清掃職員	6,803,304 円	4, 166, 100 円	1.6			
	学校給食員	6, 259, 856 円	2, 955, 700 円	2. 1			
	用務員	6,454,844 円	2,862,400 円	2. 3			
	自動車運転手	6,625,332 円	2,300,400 円	2. 9			
	守衛	7,317,400 円	2,809,700 円	2.6			
	その他	6,621,080 円	- 円	-			

[・]民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用してい ※ ます。(平成29~31年の3ヵ年平均)

民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③1ヶ尺を超える期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいず※れかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(バート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(C)と(D)とはデータの基礎が異なります。

- 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではあ りません。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C) 」及び「民間 (D) 」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末動勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(高等(特殊·専修·各種)学校教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	47.8 歳	393,500 円	426,062 円
熊本県	45.2 歳	383,718 円	428,107 円
類似団体	44.5 歳	367,550 円	444,718 円

④教育職 (小・中学校(幼稚園)教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	46.1 歳	370,800 円	400,840 円
熊本県	45.2 歳	370,557 円	408,051 円
類似団体	41.0 歳	345,463 円	412,390 円

⑤教育職 (その他の教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	49.9 歳	396,900 円	500,941 円
熊本県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものです。
- (8) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区	分	熊本市	熊本県	玉
一般行政職	大 学 卒	190,500円	188,700 円	182,200 円
	高 校 卒	155, 300 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	149, 100 円	157,400 円	一 円
	中 学 卒	- 円	141,200 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	210,800 円	210,800 円	— 円
	高校卒	- 円	- 円	— 円
消防職	大 学 卒	200,500円	- 円	— 円
	高 校 卒	165, 400 円	- 円	— 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269, 167 円	358, 194 円	385,197 円	405,777 円
	高 校 卒	223, 233 円	306,727 円	352,237 円	372,334 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	294,933 円	325,843 円	364,917 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	296, 924 円	374,734 円	398,626 円	408, 393 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大 学 卒	283,440 円	358, 433 円	368,975 円	414, 100 円
	高 校 卒	235,850 円	329,000 円	364,989 円	372,933 円

⁽注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表(令和2年4月1日現在)

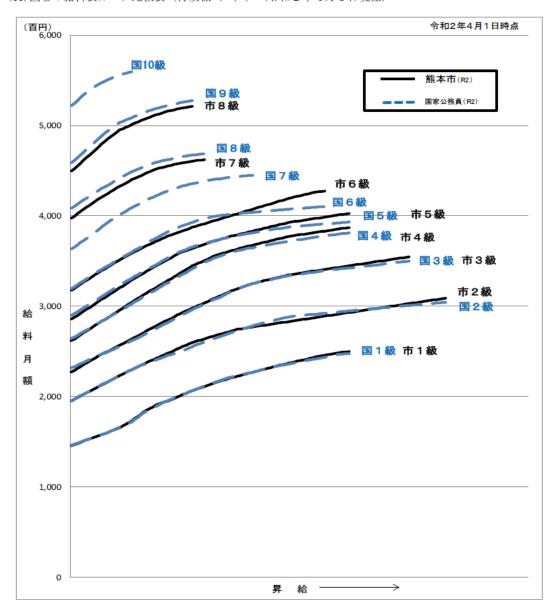
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	人	%	円	円
1	7f5X	定至的な業務を11 7 王華及い1X師の職務	294	9. 5	145, 700	249, 900
2	級	相当の知識、技術又は経験を必要とする	人	%	円	円
	/IEX	業務を行う主事及び技師の職務	361	11. 7	195, 000	308, 800
3	級	主任主事及び主任技師の職務	人	%	円	円
3	ASX.	* 主は主事及び主は汉神の極勢	786	25. 4	227, 100	354, 600
4	級	主査の職務	人	%	円	円
4	/IEX	工直:~/40077	838	27. 1	261, 700	387, 100
5	級	主幹の職務	人	%	円	円
	TEX.	工中。分似初	499	16. 2	285, 500	402, 600
6	級	課長の職務	人	%	円	円
0	MX.	B木 JC ジブイ以 行う	218	7. 1	317, 700	427, 600
7	級	部長の職務	人	%	円	円
_ ′	7 NX pppc >> 400,000	ロルド、ヘン4歳425	68	2.2	397, 500	462, 300
8	8 級 局長の職務	局長の職務	人	%	円	円
°	T/X	/PJ JC V 7相以(力)	24	0.8	449, 300	520, 900

- (注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

100%	8級 0.8%		7級 2.2%	<u>%</u>	7級 2.1% 8級 2.8%	9級 0.7%	
90%		6級 7.1%	/ 賴文 2.2%	6級 7.0%	7般 2.1% 0級 2.0%	6級 5.8%	7級 0.4%
		5級		5級		5級	
80%		16.2%		16.2%		18.7%	
70%						-	
60%		4級		4級		4級	
		27.1%		27.2%		23.9%	
50%							
40%		3級		3級		3級	
30%		25.4%		27.6%		28.8%	
20%							
		2級 11.7%		2級		2級	
10%		1級 9.5%		9.9% 1級 9.3%		12.7%	
0%		1 Jyx 3.3/0	l .	1 版 9.3%		1級 6.2%	
	令和	2年の構		F前の構成	沈比 5₫	手前の構成	比

(注) 平成28年4月1日より、給料表の級構成を変更し、9級制から8級制へ移行しました。 (旧7級を6級に統合し、旧8級を新7級に、旧9級を新8級へ移行)

(11)国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和2年4月1日現在)



(12) 昇給への人事評価の反映状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している)	C)
活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	0		0	0
上位、標準の区分		0		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(13) 期末手当・勤勉手当

熊	本 市	玉
1人当たり平均支給額	(R2年度)	_
1, 614	千円	
(R2年度支給割合)		(R2年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分
(1.45)月分	(0.9)月分	(1.45)月分 (0.9)月
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級	等による加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
・役職加算 5~ ・管理職加算 5~	~ 2 0 % · 2 5 %	・役職加算 5~20%・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (熊本市)

令和2年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ. 人事評価を活用している	C)	C)	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ (一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(14) 退職手当(令和2年4月1日現在)

熊	本		市		玉	
(支給率)	自己都合	応募認定	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67 月分	24. 59	月分	勤続20年	19.67 月分	24.59 月分
勤続25年	28.04 月分	33. 27	月分	勤続25年	28.04 月分	33.27 月分
勤続35年	39.76 月分	47.71	月分	勤続35年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71	月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置	定年前早期退職報 (割増率2~45			その他の加算措置	定年前早期退 (割増率2~	
(退職時特別昇給)	無					
1 人当たり平均支給額	5,791 千円	21, 595	千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(15) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実			34, 23	1 千円			
支給職員1人当たり			843, 48	6 円			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数			国の制度	(支給	犁)
東京都特別区	20 %		24	人		20.0	%
相模原市	12 %		1	人		12	%
医師(歯科医師含む)	16 %		14	人		16.0	%
地域手当補正後ラスパイレ (ラスパイレス指数)	ス指数				(1	100. 1 00. 1)	%

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(16) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在) 支給宝績(R2年度決意)

支給実績 (R2年度決算)			320,395 千円				
支給職員1人当たり平均支約	合年額(R2年度)		97,533 円				
職員全体に占める手当支給	職員の割合(R2年度)				35. 7 %		
手当の種類 (手当数)			18種(43手当)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給	対象業務	支給実績 (R2年度決算)	左記職員に対する 支給単価		
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体 業に直接従事	に照射する作 したとき。	0円	日額 230円		
防疫等作業手当	職員	患者に対する 法律(平成10 号)第6条第2 3項に定める是 事委員会がこ ると認める感	項若しくは第	0円	日額 250円		
同上	職員	年項節ンイ委に「の行体を対して、年度を表して、アルフの会のでは、アルフの会のでは、アルフの会のでは、アルフののでは、アルスののでは、アルスのでは、アルのでは、アルスのでは、アルのでは、アルスのでは、アルスのでは、アルスのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、ア	畜高、低染病(ロイ 高病低病原性鳥 でででででいる。 ででででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 でいる。	0円	日額 380円 (著しく危 険であると人事委員会 が認める作業に従事し た場合にあっては、当 該額にその100分の100 に相当する額を加算し た額)		
同上	職員	するために行	まん延を防止 う作業(前号 。)で従事し ものに従事し	0円	日額 290円		
特別作業手当	職員	元確認作業若 の立会作業又	収容作業、身 しくは火葬等 は行旅病人の 元確認作業等 たとき。	0円	1回につき 660円		
同上	職員		指定する有害 害虫防除作業 たとき。	7,000円	日額 200円		
同上	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直 き。	接従事したと	2, 683, 750円	日額 500円		
同上	精神保健指定医である職員 又は精神保健福祉室に勤務 する職員	が精神保健及 福祉に関する 年法律第1235 診察したとき 健福祉基でに 医の診察への	医び法針 (大会) (大	30, 160円	日額 290円		

同上	区役所保健子ども課又はこ ころの健康センター若しく は保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾 患を有する者等の訪問指導 に直接従事したとき。	27, 370円	日額	230円
同上	職員	地上又は水面上10メートル 以上の足場の不安定な箇所 で工事等の検査、調査、指 導若しくは監督等の業務又 は構造物等の点検若しくは 補修作業に直接従事したと き。	0円	日額	200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象によ り重大な災害が発生し、又 は発生するおそれがある状 況下において屋外での災害 応急作業、巡回監視又は災 害状況調査等に直接従事し たとき。	797, 625円		500円 750円)
同上	職員	土地の取得等に係る交渉の 業務に直接従事したとき。	134,600円	日額	400円
同上	土木センターに勤務する職 員	交通を遮断することなく行 う道路の維持補修作業に直 接従事したとき。		日額	300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	647, 200円	日額	800円
同上	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従 事したとき。	2,400円	日額	400円
清掃等作業手当	東部環境工場又は扇田環境 センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは 汚水の運搬作業に直接従事 したとき。	4, 999, 410円	日額	780円
同上	クリーンセンターに勤務す る職員	ごみの収集運搬作業に直接 従事したとき。	26, 403, 600円	日額	800円
同上	土木センターに勤務する職員	下水道、用水路又は道路側 溝のしゅんせつ作業に直接 従事したとき。	487,800円	日額	600円
同上	熊本城総合事務所又は土木 センター	公園、熊本城又は道路にお けるごみの収集運搬作業に 直接従事したとき。	111,580円	日額	280円
特殊清掃作業手当	東部環境工場に勤務する職 員	ごみ焼却炉、ごみピット若清しくは汚水槽の内が上かり しくは汚水槽ではクレーン上 操作業若しくはを従事した を表したででは、 とおした を表していたが音が を表していたが音が を表した を表した を表した を表した を表した を表した を表した を表した	84,000円	日額	250円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職 員	福祉関係法規に基づく調査 指導に直接従事したとき。	6, 441, 250円	日額	500円
同上	保育園に勤務する保育士	保育業務に直接従事したとき。	5, 931, 525円	日額	150円

同上	児童相談所又は障がい者福 祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相 談、調査指導、判定又は保 護に直接従事したとき。	6, 446, 700円	日額800円
同上	こころの健康センターに勤 務する職員	福祉関係法規に基づく心理 判定又は相談に直接従事し たとき。	73, 125円	日額 650円
市税等事務従事手当	納税課、税制課、市民税課 (各税務室を含む。)、固 定資産税課、国保年金課に 勤務する職員	納税課、税制課、市民稅課 (各稅務室を含む。) 及び (各稅務室を含む動務する職 員が、市稅の賦課、調等に直 資本では差押の事務等に直 接従事したとき。 国保年金課に勤務する職員 が、保険料の徵収事務に直 接従事したとき。	11, 949, 370円	納税課又は国保年金課 に勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
同上	像税職員 国保年金課に勤務し、国民 健康保険料、 方護保険料の 活務的分に従事す南地域整 市営住宅課、城整備室 を を を を し、、国民 又 は 後期高齢者医療保険 職 力 に を を を は を を は を を は を を は を を に を は を は	滞納処分等のため外勤した とき。	174, 825円	日額 370円
消防手当	消防職員(機関員を除く)	火災現場、災害現場若しく は救急現場に出動したと き。	27, 881, 850円	1回につき 330円 (深夜においては410 円)
同上	機関員	火災現場、災害現場又は牧 急現場に出動したとき。	16, 530, 530円	1回につき 410円 (深夜においては510 円)
同上	消防職員	救助工作車、はしご車、又 は救助資機材により救助作 業又は訓練作業に直接従事 したとき。	25, 037, 760円	1当務につき330円
同上	消防職員	特殊危険物質(サリン(メ チルホスホノフルオリド酸 イソプロピルをいう。)及 びサリン以上の又はサリン に準ずる強い毒性を有する 物質をいう。)又はその疑 いのある物質の処理作業に 直接従事したとき。	0円	日額 2,600円
同上	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	0円	日額 4,000円
同上	消防職員	教急教命士が救急教命に関 する業務に直接従事したと き。	11,657,600円	1当務につき800円 (日勤者にあっては勤 務1日につき400円)

医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員のうち、医療等業務に従事したもの。 動物愛護センター又は動植物の受護をとの会獣医師のうち、医療等業務に従事したもの。	-	13, 020, 200円	日額 4,200円以内
教員特殊業務手当	教育職員給料表(1)又は教育 職員給料表(2)の1級、2級又 は特2級の職員		104, 643, 600円	日額 8,000円以内
教育業務連絡指導手当	市立幼稚園、市立小学校、市立小学校、市立小学校、市立高等学校の高等学校の主命を対別支は養護学校の主幹教諭、教育委員会規則で定め等でその事委員会のの職が最終のあるものの職務を担当者として職務を担当養養教諭、教諭工は養護教諭	当該担当に係る業務に従事したとき。	33, 859, 200円	日額 200円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師であって、人事委員会が定めるもの	当該学級における授業又は 指導に従事したとき。	263, 320円	3の学年の児童又は生徒 で編制されている学級 における授業又は指導 に従事 日額 350円 2の学年の児童又は生徒 で編制されている学級 における授業又は指導 に従事 日額 290円
入学者選抜業務手当	市立高等学校、市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の職員で教育職員給料表(1)の適用を受けるもの	入学者の選抜に係る学力検 査の問題の作成若しくは採 点又は調査書その他必要な 書類による判定資料の作成 を行ったとき。	558,000円	1時間につき300円
死体処理手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第緊急災害対策本部が設置を除る災害対策本部が設置を除る災害対策本部が震災を除さいに対処関するため死体へりに対処関する作業の取扱いにが定めるものに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	0円	作業に従事した日1日に つき1,000円 (人事委的 会が定める場合にある ない範囲内において を動きない範囲内において額 (心身に著しい負担会が 与えると人事委員会が 場合は、4,000円を超え ない額)
特例特別作業手当	職員	特定大規模災害に対処する ため屋外での災害応急作 業、巡回監視又は災害状況 調査等に引き続き5日を下 らない範囲内において人事 委員会が定める期間以上直 接従事したとき。	0円	作業に従事した日1日に つき1,000円を超えない 額 (夜間おいては、1,500 円を超えない額)

災害応急作業手当	職員	原子力が15年の 原子力が15年の 原子力が15年の 第15年の	0円	作業に従事した日1日に つき40,000円を超えな い額
同上	職員	前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷 地内において行う作業のう ち前号に掲げるもの以外の ものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日 につき20,000円を超え ない額
同上	職員	第1号に規定する場合において規定原子力場合において原子の場合を要別を原子力策策の規定原子力策策の規定の原子の条子の発生の手が変更の表示を表していませる。 で、原子の手が変更の表示を表していました。 が表示を表する。 が表示を表する。 が表示を表する。 が表示を表する。 が表示を表する。 が表示を表する。 が表示を表する。 がまたる。 はたる。	0円	作業に従事した日1日 につき10,000円を超え ない額 (心身に著しい 負担を与えると人事委 員会が認める作業に従 事した場合にあって は、20,000円を超えな い額)
新型コロナウイルス感染症 に係る防疫等作業手当	職員	新病に対している。 新知のでは、 を発力している。 を発力している。 が、このでは、 のかいいなが、 のかいいなが、 のかいいなが、 のかいいなが、 のかいいなが、 のかいいなが、 のかいいなが、 がである。 のかいいなが、 がである。 のかいいなが、 がである。 のかいいなが、 がである。 のかいいなが、 がである。 のかいいなが、 ができるが、 がでいる。 のかいなが、 ができるが、 できるが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 で	17, 290, 500円	日額 3,000円

(17) 時間外勤務手当

支		給	100	実	ź	債		(R2	年	度	決	算)	1, 985, 261	千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支 給	年額	(R2	年 度	決	算)	376	千円
支		給	- 8	実	ź	漬		(R1	年	度	決	算)	2, 211, 411	千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支 給	年 額	(R1	年 度	決	算)	409	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(18) その他の手当(令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R2年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○その他の扶養家族 6,500円 ○加算措置 16歳から22歳までの間に ある子 1人につき5,000円加算	異	○配偶者 ○父の円 6,500円 ※行政服務権 (一)8級条額 (一)8級条額 (一)8級条額 (一)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級以上 (日)9級の (日)9のの (973,029 千円	253, 382 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000 円を限度に支給	異	家賃の額に応 じて28,000円 を限度に支給	677,522 千円	310,410 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を 限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300 円~23,000円を支給	異	自動車などを 利用する場合 の、使用距離 区分	661,275 千円	82,052 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に 応じて51,700円~113,600 円を支給	異	役職により俸 給月額の 25/100以内を 支給(国の制 度)	583,881 千円	779, 547 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額 に100分の125から100分の150 までの範囲内で支給	同	-	396,639 千円	440,792 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額308,600円以内を支給	同	7	41,255 千円	3, 113, 590 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に 伴い住居を移転し、やむを 得ない事情により同居して いた配偶者と別居し、単身 で生活することを常況とす る職員	同	-	10,658 千円	779,854 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年 自然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支 給	異	俸給及び扶養 手当の月額の 合計額の 25/100以内を 支給(国の制 度)	143 千円	47,644 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400円	2,760 千円	318,508 円

管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により 12,000円以下	16, 769	千円	218,009 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務する場 合、勤務1時間当たりの給 与額の100分の25を支給	匝	I	47, 437	千円	62,658 円
義務教育等教員特別手 当	○教育職員給料表(1) 又は 教育職員給料表(2) の適用 を受ける職員 月額8,000 円以内を支給	同	1	238, 332	千円	69, 404 円

(19) 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

	区		分	給	料		月	1	額		等
44										最高/最低都	
給	市		長		1, 190, 000	円	1, 5	99, 000	円/	500,000	円
Ш	wi	+	E	(- 000	円)	1.0	05 000	m .	041 500	m
料	副	市	長	(947, 000	円 円)	1, 2	85, 000	11/	841, 500	円
Н	議		長	(820, 000	円	1, 1	79, 000	円ノ	779,000	円
報	120			(-	円)		,	1.47	,	
114	副	議	長		746, 000	円	1,0	61,000	円/	703,000	円
230			_	(-	円)					
酬	議		員	,	676, 000	円	9	53, 000	円/	648,000	円
Н			-	(notes	- *	円)					
Н	市		長	(R2年)	度支給割合)						
期	副	市	長		3. 35		月分				
期末手当	議		長	(R2年)	度支給割合)						
当	副	議	長		3. 35		月分				
	議		員								
П				(算定)	方式)		(1期の	F当額)		(支給時	持期)
退職手当	市		長	1, 190, 000円	×在職月数×0.51		2, 913	万円		任期こ	ごと
当	副	市	長	946, 000円×	在職月数×0.24		1, 090	万円		任期こ	<u>"</u> と
	備		考								

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(R2.4.1現在)

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日		
$8:30\sim17:15$	12:00~13:00	土曜日・日曜日		

(2) 休暇の設置状況

	事由	期間					
年次有給休暇	₹	2 0 日以内					
病気休暇		90日以内					
	結婚休暇	5日以内					
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間					
	妊娠障害休暇	1 4 日以内					
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目)					
		に当たる日から出産の日まで					
		出産の日の翌日から8週間					
	育児時間	子が3歳になるまで、1日に2回以内・各45分					
特別休暇	配偶者分娩休暇	3 日以内					
(主なもの)	男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週前から出産後8週の間、当該出産					
(1,400)		に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する					
		場合、5日以内					
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内(対象と					
		なる子が複数いる場合は10日以内)					
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日					
	夏期休暇	5日以内					
	永年勤続表彰休暇	30年-4日以内					
		20年-2日以内					

5 職員の休業に関する状況(R2年度実績)

休業等の取得状況

FISK G SPAGGAND							
	取得者数						
休業等区分	男性	女性	計				
育児休業	16	366	382				
育児部分休業	2	50	52				
育児短時間勤務	0	26	26				
自己啓発等休業	0	0	0				
配偶者同行休業	0	2	2				

6 職員の分限及び懲戒処分の状況(R2年度実績)

(1) 懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	9	2	3	2	1 6

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利 益処分です。

(2) 分限処分の状況(R2年度実績)

	降任	免職	休職	降給	計
人数	0	0	1 0 1	0	101

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変 動をもたらす処分です。

7 職員の服務の状況

職員の服務規律の遵守を徹底するために次の取り組みを実施しています。

- ・厳正な服務規律の遵守に関する依命通達
- 公務員倫理研修
- 営利企業等の従事許可

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するために次の措置を講じています。

- ・再就職者による依頼等の規制
- 再就職情報の届出及び公表
- ・ 再就職あっせんの制限

職員の研修の状況 9

	研修区分	L	延べ人員 令和2年度
1 特別研修			7 和2年度 1,033人
1 JAWAM IS	政策形成実践研修		1,055人 人
	職員セミナー		ĺ.
	公務員倫理研修		1,033人
2 基本研修			1,348人
	新規採用職員研修		517人
	採用4年目職員研修		144人
	採用5年目職員研修 採用8年目職員研修		95人
	採用11年目職員研修		95/C
	業務職員研修		- î
	職種変更職員研修		3人
	新任作業長・主任研修		22人
	主査級昇任者研修		137人
	ライン主査研修		
	主幹級昇任者研修 課長級試験合格者研修		114人 49人
	課長級昇任者研修		62人
	課長ブラッシュアップ研修		<u> </u>
	1次評価者人事評価研修(人事課主催)		139人
	2次評価者人事評価研修(人事課主催)		66人
3 実務研修			33人
		段取り力強化講座	33人
		段取り刀強化講座 ロジカル問題解決講座	
	SS S SET SETTLE	文書作成講座	
	ジャンプアップ研修	女性のキャリアデザイン講座	
		説明力強化講座	人
		コーチング講座	
	Z= rl. \L TT ble	プレゼンテーションスキルアップ	33人
	行政法研修 民法研修		
4 内部講師養成研修	民伍训修		19人
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	接遇リーダー養成講座		人
	接遇リーダーブラッシュアップ研修		19人
5 派遣研修			93人
	事例調査派遣研修(国内)		
	自治大学校) \ . 1 \da A	1人
	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジョ	メント部会	3人
	幹部育成派遣研修(管理職部会) 政策研究大学大学院		3人 人
	国際文化アカデミー		
	市町村アカデミー		- A
	熊本県市町村職員研修協議会		86人
6 職場研修			20,954人
	職場研修推進支援		<u> </u>
	接遇マナー&対応力向上研修		
	職場集合研修		43人
	すまいる向上キャンペーン		10, 403人
			10,403人
	職員倫理意識向上の職場研修		10, 100/
	職員倫理息識同上の職場研修職場派遣研修		
		債権回収実務研修	105人
		債権回収実務研修 条例制定研修	105人
		条例制定研修 政策法務研修	105人 人 人 人
	職場派遣研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修	105人 人 人 人
		条例制定研修 政策法務研修 法務研修 職員人権教育研修会	105人 人 人
	職場派遣研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修	105人 人 人 人
	職場派遣研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修	105人 人 人
	職場派遣研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 議務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修 韓国語研修	105人 人 人 人 人
7 自主研修	職場派遣研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修	105 A
7 自主研修	職場派遣研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修 韓国語研修 やさしい日本語研修	105人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
7 自主研修	職場派遣研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修 韓国語研修 やさしい日本語研修	105人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
7 自主研修	他課主催全庁研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修 韓国語研修 やさしい日本語研修 自主学習グループ活動支援 資格取得支援	105人 人 人 人 人 105人 80人 80人
7 自主研修	職場派遣研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修 韓国語研修 やさしい日本語研修 自主学習グループ活動支援 資格取得支援 大学公開講座受講支援	105人 人 人 人 人 105人 80人 80人 人 15人
7 自主研修	他課主催全庁研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修 韓国語研修 やさしい日本語研修 自主学習グループ活動支援 資格取得支援 大学公開講座受講支援 ミラーニング (市町村アカデミー)	105人 人 人 人 105人 80人 80人 人 15人 人
7 自主研修	他課主催全庁研修	条例制定研修 政策法務研修 法務研修 法務研修 職員人権教育研修会 学びあい研修 性的マイノリティへの理解促進に向けた職員研修 韓国語研修 やさしい日本語研修 自主学習グループ活動支援 資格取得支援 大学公開講座受講支援	105 A A A A A 105 A A A 105 A 80 A 80 A 80 A 15 A

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

令和2年度(2020年度)職員厚生会事業(実績)

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	10,469名
公費負担額	63,020,730円
会員負担・その他収入額	270,698,961円
事業主:職員の負担割合	1.5/1,000:4.0/1,000

(事業の概要)

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等(10種類)
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	人間ドック補助、ウォーキングキャンペーン等
カフェプラン事業	資格取得利用、書籍購入利用 等
	グループ保険・全国市長会任意共済保険・全国
収益事業	都市職員災害共済会事務、各生命保険·損害保
	険の団体取扱事務、公務員賠償責任保険事務

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

- (1) 主な行政的権限
 - ① 人事行政に関する調査、研究等
 - ② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
 - ③ 競争試験又は選考の実施
 - ④ 労働基準監督機関としての職権行使
 - ⑤ 職員の苦情の処理
- (2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

- (3) 準司法的権限
 - ① 勤務条件に関する措置要求の審査
 - ② 不利益処分についての審査請求の審査

2業務の状況

(1) 令和2年(2020年)職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和2年(2020年)10月29日に市議会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を、令和2年(2020年)11月20日に市議会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告を行いました。その概要は、次のとおりです。

令和2年(2020年)10月29日

〈報告の内容〉

- ① 給与の改定について
 - 特別給(期末手当及び勤勉手当)について、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間 支給割合を0.05月分上回った。国の特別給の改定状況等を考慮して、本年12月期の期末手当の支給月数 を0.05月分引き下げることが必要

〈勧告の内容〉

- ① 期末手当及び勤勉手当 報告の内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。
- 報言の内容及い国の付加船の以足が优等を考慮して以足りるこ ② 改定の実施時期

令和2年(2020年)12月期の支給に関する改定は令和2年(2020年)12月1日から、令和3年(2021年)6月期 以降の支給に関する改定は令和3年(2021年)4月1日から実施すること。

令和2年(2020年)11月20日

〈報告の内容〉

- ① 給与の改定について
 - 月例給について、職員給与が民間給与を37円(0.01%)下回っているものの、その較差が極めて小さく、 概ね均衡していることから、給料表及び諸手当の改定を行わないことが適当

② 人事管理について

○ 職員の任用について

人材の確保と育成について

人材の確保については、市職員としてのやりがいや魅力等を伝えるため、「仕事まるわかりセミナー」のウェブ版及び現役職員によるメッセージ動画の発信、SNSの活用、オンライン合同就職説明会等への参加など、デジタル化を進めながら情報発信に努めていく。人材の育成については、熊本市職員成長・育成方針に基づき、市民が求める質の高いサービスを提供できる人材の成長を促進していくことが必要

昇任について

昇任試験制度は、導入以来10年以上経過し、社会情勢の変化にも的確に対応できる職員を育成していく上で、試験内容の見直し等も必要。今後も、より透明性・公平性・納得性を高め、職員の成長と育成につながる制度や内容になるよう調査・研究を進めていく。

・女性職員の活躍推進について

女性職員に対するキャリア形成の支援、ワーク・ライフ・バランスや個々の状況に応じた多様な働き方の推進はもとより、研修等による実務や管理能力の向上、誰もがやりがいや達成感を感じられる風通しのよい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要

定年の引上げについて

人事院は、本年10月7日の報告において、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請。今後、国・他の地方公共団体の動向を注視しつつ、引き続き調査・研究を進めて行くことが必要

・障がい者雇用に関する取組について

障がいのある職員への合理的配慮や周囲の職員の理解をはじめとする就労環境を整備し、障がい者の職場適応・職場定着を図ることがより一層重要。それぞれの障がいの特性を踏まえ、職員が互いに協力し、誰もが働きやすい職場づくりを積極的に推進していくことが必要

・就職氷河期世代の雇用に関する取組について

就職氷河期世代の支援として、新たな採用区分として当該世代を対象とした採用選考試験を実施。当該試験で採用された職員が、これまでの知識や経験を活かしながら公務に円滑に取り組めるよう環境を整備することが必要

○ 勤務環境の整備について

・時間外勤務の縮減について

職員の時間外勤務について適切な把握、要因の整理、分析及び検証を行い、さらなる時間外勤務の縮減に向けた取組を進めていくことが必要。本委員会では、引き続き時間外勤務に関する調査を行うとともに、指導等を行っていく。

・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進について

本市では、子どもが生まれた全ての男性職員が育児休暇を取得できる職場環境の整備が必要。また、在宅勤務制度の取組の評価・分析を十分に行い、職員がライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるような職場環境づくりに取り組むことが必要

・メンタルヘルス(心の健康)対策について

昨年度の休職者のうち、メンタルヘルス不調を理由とする職員の割合が約8割と高水準。毎年度実施しているストレスチェック制度を効果的に活用し、職員自身が自らのストレスに気づき適切に対処することを促すとともに、管理監督者は職場環境等を評価し、問題点の把握や改善に努めることが必要

・ハラスメント防止対策について

職員への意識啓発をはじめ相談に適切に対応できる体制の整備など、特に未然の防止対策を講じ、職員が安心して仕事に取り組むことができる良好な職場環境の整備を図るよう要請

③ コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保について

職員一人ひとりが全体の奉仕者として職務に精励し、勤務時間外においても法令遵守意識と高い倫理観を持って行動するよう、コンプライアンスの取組を一層強化し、市民から信頼される市政を実現することを期待

(2) 採用の状況 ①採用試験

CONTRACTOR AND									
					第一次	第一次	第二次	最終	倍率
試験区分		職種		申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
					A	合格者数	受験者数	В	A/B
				人	人	人	人	人	倍
	事	務	職	627	365	89	86	44	8.3
	社	: 会福	祉 職	31	23	10	10	5	4.6
	心	、理 相	談 員	15	7	4	4	2	3.5
上級職		±	木	37	13	10	9	8	1.6
	技	機	械	16	11	7	7	2	5.5
	術	钯	気	14	7	5	4	2	3.5
	職	化	学	19	16	5	5	1	16.0
		農	業	23	12	7	7	2	6.0
免許資格職 (上級職)	保	健	師	47	28	14	14	7	4.0
	事		職	225	171	43	43	20	8.6
	学	校事	務職	44	33	12	10	5	6.6
初級職	44	土	木	25	21	16	13	8	2.6
少月初久相联	技術	建	築	4	4	3	3	2	2.0
	職	機	械	11	8	2	2	1	8.0
	784	電	気	13	10	7	7	2	5.0
	上	100	防 職	122	85	12	12	6	14.2
消防職	初	〕級 消	防 職	209	164	13	12	6	27.3
1日19万400	初級消防職(救急救命士)			20	12	5	5	1	12.0
,	合 計			1,502	990	264	253	124	8.0

②採用選考試験

②採用選考試験	_							
				第一次	第一次	第二次	最終	倍率
試験区分		職種	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
				A	合格者数	受験者数	В	A/B
上級職			人	人	人	人	人	倍
上次又相以	文	化財専門職	13	11	7	7	2	5.5
	獣	医 師	2	2	2	2	1	2.0
免許資格職	薬	剤 師	10	8	8	6	4	2.0
(上級職)	管	理栄養士	68	44	5	5	1	44.0
	助) 産師	10	8	7	6	2	4.0
	看	護師	57	44	19	18	8	5.5
Az. She War like 1986	診	療放射線技師	28	25	5	5	1	25.0
免許資格職 (中級職)	保	十 十	67	51	31	30	15	3.4
(T /12X-414X)	理	!学療法士	24	21	7	7	2	10.5
	給	食栄養士	37	30	11	8	4	7.5
	事	F 務 職 A	190	131	12	11	5	26.2
	事 務 職 B (10 月 採 用)		307	228	25	24	12	19.0
	事	務職(法務)	6	4	4	4	1	4.0
		土木A	12	8	6	6	2	4.0
AI A 1 67 EA + 66	技術	土 木 B (10月採用)	14	13	11	11	4	3.3
社会人経験者等 対象	職	機械	11	8	7	5	3	2.7
刈家		電 気	23	18	9	8	3	6.0
	薬 (1		1	1	1	1	1	1.0
	看 (1		50	42	32	30	16	2.6
	診療放射線技師 (10 月 採 用)		9	9	5	5	1	9.0
7年より、土	事	務 職	50	33	21	18	6	5.5
障がい者 対象	(学校事務職 内数 併願者)	38 (36)	23 (22)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	-
就職氷河期世代 対象	期世代 東 森 職		547	471	15	14	5	94.2
1	合 計	+	1,574	1,233	255	235	99	12.5

③採用選考(承認)

(17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17)	<u>'</u>					
区分		任命権者職	市長	病院事業 管理者	交通事業 管理者	計
			人	人	人	人
		局長級	2	, ,	,	2
		部長級	_			_
一般職		課長級	3			3
(医師を除く。)		主幹級				
()		主査級	1			1
	主任:	主事·主任技師	1			1
		主事·技師	-			-
		副院長				
		部長級				
		科部長		4		4
		課長級		1		1
		医長		1		1
	医師	主幹級		-		-
	h-z h-h	主査級				
その他の職		医員		10		10
Contraction		医員補		10		10
		嘱託員				
		特別顧問				
		歯科医師				
		保育士				
		助産師				
	防包	床検査技師				
	748	局長級				
		部長級				
/		課長級				
任期付職員		主幹級				
	主任	主事・主任技師				
		主事·技師				
	計	- Braining	7	16	0	23
L					-	

※市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

3) 昇任の状況①課長級・主査級

		第一次	第一次	第二次	最 終	倍率
試験区分	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
		A	合格者数	受験者数	В	A/B
	人	人	人	人	人	倍
課長級	193	176	63	63	42	4.2
主査級 (34歳~41歳)	217	206	113	112	75	2.7
主査級 (42歳以上)	109	105	68	67	45	2.3
計	519	487	244	242	162	3.0

②消防吏員昇任試験

© IT IN CONTROL OF THE CONTROL OF TH								
		第一次	第一次	第二次	最終	倍率		
試験区分	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数			
		A	合格者数	受験者数	В	A/B		
	人	人	人	人	人	倍		
消防司令	41	41	14	13	9	4.6		
消防司令補	100	99	33	33	21	4.7		
消防士長	85	85	42	41	28	3.0		
計	226	225	89	87	58	3.9		

③昇任選考(承認)

任命権者職	市長	教育委員会	交通事 業管理 者	上下水 道事業 管理者	消防長	病院事 業管理 者	計
	人	人	人	人	人	人	人
局 長 職	6	2		1		1	10
部長職	28	2	1	3	2		36
課長職	2			1		2	5
主 幹 職	84	4	2	7	8	14	119
主 査 職	31	11	4	3		9	58
小 計	151	19	7	15	10	26	228
消防司監							
消防正監					1		1
消防監					2		2
消防司令長					7		7
消防司令							
消防司令補							
消防士長							
小 計	-	ı	ı	_	10	_	10
計	151	19	7	15	20	26	238

[※] 市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

(の) 中の(主义人) 下いの(
区分	申込者数	第一次 受験者数	第一次試験	第二次試験	最終 合格者数	合格率
		A	合格者数	受験者数	В	B/A
	人	人	人	人	人	%
事 務 職	2	2	2	2	1	50.0
技 術 職(土木)	2	2	1	1	1	50.0
消 防 職	0	-	ı	_	-	-
計	4	4	3	3	2	50.0

②転任(承認)

少野性(外路)					
転	任前の	職種	転	任後の職	種	人数
						人
運	輸	職	事	務	職	1
教		諭	指	導 主	事	6
学	校事	務職	事	務	職	1
消	防	職	事	務	職	1
		Ī	+			9

- (5) 勤務条件に関する措置要求の状況 件数:0件
- (6) 不利益処分に関する審査請求の状況 件数:3件